

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成17年3月10日(2005.3.10)

【公表番号】特表2001-505081(P2001-505081A)

【公表日】平成13年4月17日(2001.4.17)

【出願番号】特願平10-513326

【国際特許分類第7版】

A 6 1 F 2/44

【FI】

A 6 1 F 2/44

【手続補正書】

【提出日】平成16年6月22日(2004.6.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手 続 補 正 書

平成16年6月22日

特許庁長官 殿

1. 事件の表示

平成10年特許願第513326号

2. 補正をする者

名 称 ショウバン、ジャンーリユーク

(ほか2名)

3. 代 理 人

住所 東京都港区赤坂1丁目9番20号

第16興和ビル8階

氏名 弁理士 (8832) 金田 暢之

電話 03-3585-1882



4. 補正対象書類名

請求の範囲および明細書

5. 補正対象項目名

請求の範囲および明細書

## 6. 補正の内容

- (1) 請求の範囲を別紙のとおり補正する。
- (2) 明細書の第3頁第9行に記載の「ブランチ」を「分枝」と補正する。
- (3) 明細書の第3頁第14行に記載の「定義はは」を「定義は」と補正する。
- (4) 明細書の第5頁第8行に記載の「新奇性」を「新規性」と補正する。
- (5) 明細書の第5頁第14行および第27行に記載の「透視図」を「斜視図」と補正する。
- (6) 明細書の第7頁第17行に記載の「平衡」を「平行」と補正する。

## 請求の範囲

1. オリフィス(8)が貫通している台座(7)に一方の端部が各々連結されている複数の分枝(5)を有している、拡張可能な骨接合用インプラントにおいて、前記分枝(5)および前記台座(7)は、「休止」位置において、準円形断面の準円柱である全体外形を有し、内部空間(9)の少なくとも一部が前記各分枝(5)の遠端部に向かって、大きい方の底部が前記台座(7)側を向く準円錐台形をなす中空のケージ(1)を構成し、該インプラントは少なくとも3つの前記分枝(5)と、前記内部空間(9)の中に、前記円錐台の前記大きい方の底部の寸法に適合する少なくとも1つのスペーサ(2)とを有し、該スペーサ(2)が所望の位置に一旦設置されれば、前記分枝(5)と、前記スペーサ(2)と、前記オリフィス(8)とによって画定される空間には内部部品が残らないことを特徴とする、拡張可能な骨接合用インプラント。
2. 前記スペーサ(2)は「作動」位置で前記複数の分枝(5)を互いに押し広げ、前記内部空間(9)は円柱に近づき、前記ケージ(1)の外形は略円錐台に近づく、請求項1に記載のインプラント。
3. 前記分枝(5)の外面の少なくとも一部には、突出した山を備えたねじ付きの外表面(11)を有するようにねじが設けられている、請求項1または2に記載のインプラント。
4. 前記台座(7)は、隣接する2つの分枝(5)の間に各々が配置された少なくとも2つの平坦部(6)を有している、請求項1から3のいずれか1項に記載のインプラント。
5. 前記台座(7)の前記オリフィス(8)は、前記ケージ(1)の前記内部空間(9)を閉じるプラグ(3)を受け入れるのに適している、請求項1から4のいずれか1項に記載のインプラント。
6. 前記ケージ(1)の前記内部空間(9)を画定する前記分枝(5)の内側面は滑らかであり、該内部空間(9)は、前記「作動」位置において、前記スペーサ(2)を受け入れるのに適し、かつ、前記ケージ(1)の前記内部空間(9)の直径より大きい直径を有するショルダ(13)によって該スペーサを保持するのに適している軸方向のハウジング(12)を、該内部空間の遠端部に有してい

る、請求項 1 から 5 のいずれか 1 項に記載のインプラント。

7. 前記スペーサ (2<sub>2</sub>) は、少なくとも端部に同様にねじが設けられて嵌り合うことのできる取外し可能な設置用ロッドを受け入れるのに適した、ねじ付きの軸方向ボア (14) を有している、請求項 6 に記載のインプラント。

8. 前記スペーサ (2) は、前記インプラントの軸に関して対称に配置され、隣接する 2 つの前記分枝 (5) の前記遠端部間の所望の間隔以下の幅 e を有する、少なくとも 2 つのスプライン (18) を有している、請求項 6 または 7 に記載のインプラント。

9. 前記ケージ (1) の前記内部空間 (9) を画定する前記分枝 (5) の内面部にはねじが設けられており、前記スペーサ (2<sub>1</sub>) にも該ねじと嵌まり合うようにねじが設けられている、請求項 1 項から第 5 項のいずれか 1 項に記載のインプラント。

10. 前記ケージ (1) は、端部の前記スペーサ (2<sub>1</sub>) と同様のねじが設けられた少なくとも 1 つの中間の第 2 のスペーサ (4) を有している、請求項 9 に記載のインプラント。

11. 前記スペーサ (2<sub>1</sub>、4) は各々、少なくとも一端が該スペーサと嵌め合せ可能な雄形状となっており、該スペーサを押込んで所定位置に設置する取外し可能なロッドを受け入れるのに適した多角形の軸方向オリフィス (16) を有している、請求項 9 または 10 に記載のインプラント。

12. ケージ (1) の全体外形は円柱であって、対称軸 XX' を中心にして回転することによって前記円柱を生成する母線は、前記ケージに縦長の卵形の形状を与える大きな半径の円弧のような湾曲した中央部分を有している、請求項 1 から 11 のいずれか 1 項に記載のインプラント。